

賃金減額撤回は組合に相談を!

かしな

全日本金属情報機器労働組合(JMIU) 日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20番6川瀬ビル5F 〒107-0052 TEL: 03-3583-9037 FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

約3千人の仕事が影響

GTSデリバリー・トランスフォーメーション

団交報告

組合は2月10日にGTSデリバリーのトランスフォーメーション内容や賃金減額事件に伴う不利益の解消などについて団体交渉を行いましたので、以下にお伝えします。

ベンダーのみが対象?

2016年1月27日に開催されたGTS&IS全体会議において、高利成担当より以下の5点がGTSデリバリーのトランスフォーメーション策として発表されました。

1. イベント/サービスリクエストの拡大とツールプリズムの展開でオートメーションを拡大
2. センター・ベースのデリバリーモデル
3. インドでの日本向けオペレーションの確立
4. 地方に大規模TC拠点を開設し、東京・大阪からシフト

5. 箱崎TCの3Q閉鎖(計画)し、インド・地方拠点・幕張へシフト。高山担当によれば、上記1番で約445人分の仕事の削減、3番で1000人分の仕事の削減、4番・5番で1500人分の仕事を異動とのこと。合計すると約3千人分の仕事が影響を受けることとなります。

組合はこれほどの大規模なトランスフォーメーションで人権侵害が発生しないかと危惧し、今回の団体交渉にて、

- ・影響を受ける組合員名
- ・具体的なトランスフォーメーション計画
- ・文書回答し、協議することを求めました。以下が協議の内容です。

組合 文書回答は? **会社** 文書は今準備中だが、今日の団交では口頭で答えない。ここで対象になっている仕事・リソー

義をもつものと確信します。日本社会は、労働者の要求実現にまっすぐに挑戦し、国民的課題に込める労働組合運動の発展を強く要請しています。とりわけ民間基幹産業である金属・製造・情報・通信関連産業において、まともな労働組合を強く大きくし影響力を拡大することは、きわめて重要な意味を持っています。

JMIUは、全労連、地方労連と密接な連携を強め、組織を金属・製造・情報・通信関連産業に大きく広げて、強大な労働組合をめざして前進を始めます。

JMIUは、要求実現をめざす運動と組織の基本を「職場にたたく」を、「地域に共闘を」、「全国統一闘争の発展」に置いてたたくかいます。

JMIUは、職場を基礎に団結を強め、労働基本権を行使し、雇用形態にかかわらず職場に働くすべての労働者の要求実現のためにたたくかいます。

ス・人・業務等については、いわゆるベンダー化されていたところがほぼ全て対象ということになる。従って、直接的には社員の方への影響が現れるものではない。一方、GTSとしては仕事のやり方を変革していくので、それに付随した形で社員の配属先の変更や業務の変更が起る可能性がある。

組 「ベンダー」の中に、ISC-JやIBIT等に入るのか? **会** 「ベンダー」の意味としては、IBMグループ以外、つまり社外に出している仕事になる。**組** グループとはどこまでか? **会** 100%出資会社までが社内という意味だ。ただし、変革に伴って、ベンダーとの接点の仕事についている人については、今回の変革によって

職種変更や所属変更は起こり得ることは事実だ。**組** 4番、5番としては、どうか。社員もかわる。 **会** 人員削減ではなく、ビジネスのやり方を変えて業務ベースで移動するということだ。**組** 具体的に通勤可能か、などの考慮はあるか。 **会** まだ具体的な計画はない。**組** 相当に大きな変革になることが予想されるので、関係する組合員については早急に氏名を教えたい。**会** ケアをしていきたい。**組** まとめると、職種の変更や配置転換はあり得るが、人員削減や労働条件の不利益変更の計画はないという理解でよいか。 **会** その通りだ。**組** 組合は今後も無理な変革や人権侵害が起こらないよう監視します。ベンダーに頼っていた仕事を急に変えて大丈夫か、社員の不当な扱いがないか、会社の説明と実際とが違ってないか、おかし

賃金減額裁判で会社が2015年11月に「認諾」したことを受け、これまで4回の団体交渉を行い、原告以外のすべての組合員の不利益回復や、2013年以外の賃金減額分についても不利益回復を求めてきました。

そもそも裁判は賃金制度そのものの違法性を訴えたものであり、それを会社が認諾したということとは、今回の賃金制度によって減額された不利益分を2013年分にかかわらず、すべて回復するのが筋というものです。

さらに会社は賃金制度を元に戻すことについても一切応じないばかりか、あるうことか、2次裁判を起すことについて「甘受します」と回答してきました。

たたかいは第2次裁判に移るようになります。

強く大きな労働組合へ JMIU発足

1月31日、日本IBM支部が所属する全日本金属情報機器労働組合(JMIU)と通信産業労働組合(TCWU)が組織統一を行い、JMIU(正式名称)を結成しました(日本語表記は日本金属製造情報通信労働組合)。

JMIU結成宣言

本日、全日本金属情報機器労働組合(JMIU)と通信産業労働組合(TCWU)は組織統一をお



組織統一しがっちり握手

こない、JMIU(日本金属製造情報通信労働組合)を結成しました。いま日本社会は歴史的な岐路に立っています。昨年9月19日、安倍政権によって立憲主義、民主主義、平和主義を踏みにじり、国民の平和的生存権を脅かす「戦争法」が強行されました。しかし、強行直後から「戦争法廃止」をめざす大きなたたかいが高揚を始めており、今こそ労働組合運動として日本の平和をまもる大切な役割を果たすことが

求められています。また、労働者のくらしと雇用を破壊する労働法制改悪が連続し、昨年は「労働者派遣法改悪」が強行され、ことしは「残業代ゼロ、過労死激増」をもたらす労働時間法制改悪とのたたかいが焦眉の課題となっています。さらに「解雇自由化」に直結する「解雇の金銭解決制度」まで企てられ、労働組合運動は「安倍雇用破壊」阻止の重大課題に直面しています。これらのたたかいは結果が、労働者・国民のくらしと雇用、平和の行方を決める重要な転換点になることは明らかです。労働者・国民の期待に応える労働組合運動の役割はきわめて大きく、私たちに課せられた責任は重大です。こういう時期にJMIUが結成されることは、時宜にかなった社会的意

JMIUは、すべての労働者のくらしと雇用をまもるために、「合理化」攻撃に反対し労働者保護法制の確立、未組織労働者の組織化のためにたたかいます。JMIUは、日本の憲法と平和・民主主義をまもり確立するためにたたかいます。JMIUは、資本・政党からの独立、一致する要求での統一行動の原則に立って、労働組合運動の前進と統一をはかりたいかいます。JMIUは、グローバル経済に立ち向かい、国際連帯を強化してたたかいます。当面する16春闘を要求実現めざし全力でたたかい、夏の参議院選挙、場合によっては衆参同時選挙も予想されるなか、「戦争法」廃止のための「野党は共闘」の運動を強めます。労働者・国民の要求実現めざす全国の仲間と連帯してたたかう決意を表明し、JMIU結成宣言とします。

JMIUは、グローバル経済に立ち向かい、国際連帯を強化してたたかいます。当面する16春闘を要求実現めざし全力でたたかい、夏の参議院選挙、場合によっては衆参同時選挙も予想されるなか、「戦争法」廃止のための「野党は共闘」の運動を強めます。労働者・国民の要求実現めざす全国の仲間と連帯してたたかう決意を表明し、JMIU結成宣言とします。

BCG(ビジネス・コンダクト・ガイドライン)は全世界のIBM社員の行動規範を定め、社員は毎年内容を理解する研修を受け、これを遵守する旨のサインを求められるが、これには毎回考えさせられる▼ビジネスマン、常識人として至極当たり前の内容が記される一方、首をかしげる内容もある▼例えば社内会議等を録音する際は事前に法務や会社弁護士承認を得る、との記載がある。もし上司が社員の意に反して無理に退職を勧めるケースがあれば、録音は社員が身を守るため必要となる。法廷闘争になれば証拠として認められるものだ。また違反した場合の罰則について解雇まで述べられているものの、就業規則との関係も不明である▼同意のサインをする前に、このような内容も含まれることを頭の片隅に置いておきたい。(K)



裁判が集結したことを報告する担当弁護士

PIPの末に、能力不足を理由に2010年にロックアウト解雇された記者Aさんに対し、2012年10月、東京地裁は

PIP解雇無効確定

米通信社のブルームバーグ(BB)東京支局の記者Aさんが、PIPを使われ、2010年に解雇されたが、5年に及んだ争議は、不屈の精神で計3回の解雇無効判決を勝ち取り、和解で終結しました。

解雇無効確定 3度勝利判決
ブルームバーグ争議 和解成立

「客観的に合理的理由に欠く」として解雇無効と判断しました。

さらに控訴審において、2013年4月、東京高裁は、BBの控訴を棄却。解雇無効と賃金の支払いが確定しました。

外資の雇用論を一蹴

この判決で東京地裁は、「国際企業と一般的な日本企業との雇用形態には差異がある」という会社の主張について、「単なる一般論に過ぎず」「解雇事由の判断に影響を与えるようなものではない」と一蹴しました。

2度目の解雇も無効

BBは、賃金を半額にして倉庫番として復職させるという受け入れがたの提案を行いました。政府の産業競争力会議で解雇自由化の論議がさ

解雇自由化に警鐘

政府の産業競争力会議で解雇自由化の論議がさ

解雇に相当する理由なし
——高山さん関連証人尋問——

2016年2月3日に東京地裁527号法廷で、2013年6月にロックアウト解雇された第三次裁判原告の高山さん関連の証人尋問が行われ、解雇に相当する理由がないことがうきぼりになりました。

同僚は高評価

服部担当は「稼働率目標94.1%を高山さんが達成していなかった」「高山さんのスキルやコミュニケーションの問題がある」と証言しました。そして「高山さんを低く評価しているのは、自分だけではなく、リーダー格のAさん、Bさんも同様だ」と証言しました。「Cさんは(高山さんを)高く評価したが『希望を込めている』と受止めている」と証言して失笑を買いました。他の原告も同様ですが、原告の希望や期待を込めて「なされる」という、奇妙な主張を繰返しました。

会社の安全配慮義務違反が浮き彫り

反対尋問で組合側弁護士による突然の休暇取得や遅刻が多いことについて「メンタル疾患を疑わなかったか」という質問に対して、服部担当は「高山さんが以前、メンタル疾患で休職したことは知っているが、本人からの申告がなかったから知らなかった」と答え、部下の健康に配慮してなかったことを証言しました。



次に被担当が2013年当時も、高山さんの状況は「稼働率目標を達成していない」「スキルが低い」「突然の休暇や遅刻が多い」ことを証言しましたが、服部担当同様、反対尋問では明確な反論が出来ませんでした。

メンタル疾患による勤務状況について、「特に必要な時は、会社は従業員に健康診断を命令できるのに検討したか」と問われると、「高山さんは新入社員ではない。自己責任だ!」と証言して、従業員に対する安全配慮義務を明確に否定しました。

涙に包まれた傍聴席

さらに「高山さんが6月から新しい業務について」が、「(解雇予告までに)問題が発生した記憶はない」と、解雇直前の高山さんの業務遂行状況に問題がなかったことを認めました。

そして「いつ高山さんの解雇を知ったか」という質問に対して「2週間前だから、6月7日くらいに人事から知らされた。それ以前の経緯は知らない」と回答しました。高山さんが解雇に値する従業員なら、解雇は所属長の被担当から言い出すはずですが、そうではなく、人事主導で高山さんの解

れています。「数か月分のお金さえ払えば自由に労働者の首を切れる」という解雇の金銭解決の危険な流れを世論の力でくいと止める必要があります。

たたかいは振り返って

会社から追い出されようとしたとき、目を疑うような、わずかな退職金で退職しなければならぬ。私は会社が言うような能力不足では決してないという確信と、BBが私に対して行った追い出し方、その後の仕打ちが「世の中で認められ、通用するはずがない」という信念が心の底にあったからです。そしてその思いを信じて私はこれまでたたかってきました。

第3次ロックアウト解雇撤回裁判 証人尋問スケジュール

期日(2016年)	開始時間	法廷	証人
3月2日(水)	10:00	東京地裁527号	TSDL トランスレーションSC 杉本 順一
	11:00		TSDL トランスレーションSC 稲垣 和美
	13:30		TSDL SWサービス&サポート事業企画 大島 紀子
	14:00		原告 A
4月15日(金)	13:10	東京地裁527号	IGA・SM 第二IGAサービス 岡部 正秀
	14:40		IGAサービス・マネジメント 川口 正美
	15:10		原告 B
5月20日(金)	10:00	東京地裁527号	DEL ENT西日本 SOL DEL 速水 優
	11:30		OIOソリューションズ 安居 淳一
	13:30		金融第三 SOL デリバティブ 第二デバパー 長田 圭史
	14:00		原告 C

雇が決まったことを認めました。最後に高山さん本人の尋問が行われ、「残業が増えたことで、メンタル疾患が悪化したこと」「PIPでは、『当日連絡の休暇を無くす』ことを目標に入られたこと」「障害発生時に朝6時まで修復作業を行いながら、アウト解雇裁判に勝利し、10時に出社し『責任を全うした』こと」を証言しました。「裁判所に言い

組合加入が解決の道

「一体こんな辞めさせられ方が日本で本当に通用するのか?」そんな記者Aさんに救いの手を差し伸べ、勇気を与え、この裁判を物心両面でたたかいを支え続けたのは労働組合です。その結果、すべてに勝利しました。

賃金減額など会社からひどいあつかいをされ悔しい思いをしても、黙っていたら何も解決しません。退職金、年金など将来に渡り大きく影響します。雇用も危なくなります。

賃金減額裁判では組合は完全勝利しています。ひとりでは解決は困難ですが、組合に加入すれば解決の道が開けます。また、今日は大丈夫でも明日は分かりません。手遅れにならないうちに組合に加入しましょう。

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SW事業. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL: 03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX: 03-5562-0853 メール: jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp ホームページ: http://www.jmiu-ibm.org		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611代 Web: http://tokyolaw.gr.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577